

平成25年8月23日

江戸川区教育委員会
委員長 松原秀成 殿

連絡先

規定の無い給食費取扱いに、会計規則を設けるよう求める陳情

趣旨

給食費会計の透明性を確保する為に以下の様な施策を求めます。

1. 区、若しくは学校ごとに給食費の取扱いに規則を設ける。
2. 時節変動がある食材費に対して固定徴収では無理があるので公会計化への移行を考える。

理由

江戸川区教育委員会給食係りに確認したところ、給食費の徴収は学校給食法11条2項の定めを根拠として、江戸川区教育委員会の指導する統一金額を学校ごとに徴収し管理運営しているとの事でしたが、その徴収金の取扱いに関する規定は区にも学校にも無い状態であると言う事です。

現状は、年度ごとの会計報告が学校ごとに校長名で出ていますが、前年の繰越金を予算に入れたり余剰分を翌年に繰り越したりしていますが何を根拠にしているのでしょうか？徴収金が余るということは負担した金額以下の提供しか受けておらず、繰越金が前年より減れば負担金以上の提供を受けたことになり公平な負担とは言えません。また、給食の運営母体は学校であるのか教育委員会であるのか？保護者は給食提供を受けることは義務なのか契約なのか？と、事務処理の根拠、ルール、保護者との関係が不明です。

追記

質問となりますが、現状単年度決算で余剰金が出ている場合に個人分としては微小な金額ですが返還を請求した場合には応じて頂けるのかのご回答願います。

以上